様式第十三号（第十九条関係）

（表　　面）

<table>
<tr><td colspan="7">第　　号
特別児童扶養手当額改定通知書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受給者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>証書記号・番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">新たに対象となる障害児名</td><td colspan="2">（１）</td><td colspan="3">（２）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">改定前</td><td>支給対象障害児数</td><td colspan="2">（１級）　　人
（２級）　　人</td><td rowspan="3">改定後</td><td>支給対象障害児数</td><td>（１級）　　人
（２級）　　人</td></tr>
<tr><td>手当月額</td><td colspan="2">円</td><td>手当月額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">改定年月</td><td colspan="5">平成　　年　　月分から</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

上記のとおり、特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。

平成　　年　　月　　日

知事

印

市長

殿

（日本工業規格　Ａ列４番）

注意

1　これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2　この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。